

事務連絡
平成24年5月16日

会員各位

社団法人京都私立病院協会
会長 真鍋 克次郎

入院基本料等の栄養管理体制・褥瘡対策の基準に係る届出について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成24年度診療報酬改定により、入院基本料等の算定においては、栄養管理体制の基準を満たすことが新たに要件として追加されるとともに、褥瘡対策の基準についても従来の要件に体圧分散マットレス等に関する体制の整備を含めた「褥瘡対策の実施状況（届出前の1ヶ月の実績・状況）」の届出（様式5）が必要となっております。

そのため、平成24年4月1日以降、入院基本料等の算定にあたっては、平成24年3月31日時点で、栄養管理実施加算に係る届出を行っていない保険医療機関は、栄養管理体制の基準を満たしている場合には、基本診療料等の施設基準通知の別添7の様式5、管理栄養士の配置について基準を満たさない場合は様式5の2を届け出る必要があります。また、平成24年3月31日時点で、褥瘡患者管理加算に係る届出を行っていない保険医療機関は、別添7の様式5による届出が必要となっております。

なお、**栄養管理体制の基準に係る別添7の様式5及び様式5の2の届出、褥瘡対策の基準に係る別添7の様式5の届出の提出期限につきましては、5月31日（木）までとなっております、4月1日に遡って適用されます**ので、まだ届出をされていない施設は早急にご対応頂きますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 平成24年度診療報酬改定における入院基本料等の栄養管理体制及び褥瘡対策に係る届出について
(平24.4.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. 疑義解釈資料の送付について ※抜粋
(平24.4.20,27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

以上

事 務 連 絡
平 成 2 4 年 4 月 2 7 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における入院基本料等の栄養管理体制及び褥瘡対策に係る届出について

平成24年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、入院基本料等の栄養管理体制及び褥瘡対策に係る届出については、各医療機関からの届出状況等に鑑み、下記のとおりと致しますので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1. 平成24年3月31日時点において「栄養管理実施加算」の届出を行っていない病院であって、入院基本料の栄養管理体制に係る届出（様式第5）又はその猶予の届出（様式第5の2）を行うものについては、4月1日に遡って算定するための提出期限は、5月31日（木）までとすること。
なお、診療所については様式第5の2の届出は不要としているところ。
また、管理栄養士の離職又は長期欠勤に伴う様式第5の3の届出は引き続き必要であること。
2. 平成24年3月31日時点において「褥瘡患者管理加算」の届出を行っていない医療機関であって、入院基本料等の褥瘡対策に係る届出（様式第5）を行うものについては、4月1日に遡って算定するための提出期限は、5月31日（木）までとすること。

医科診療報酬点数表関係

【入院基本料等の褥瘡対策】

（問1）産科だけの有床診療所を開業している場合などで、褥瘡に関する危険因子の評価の対象となる患者がいない場合には、褥瘡対策の基準を満たさなくても、入院基本料は算定できるのか。

（答）従来より、褥瘡に関する危険因子の評価の対象となる患者がいない場合であっても、入院基本料の算定においては、褥瘡対策が要件となっており、褥瘡対策の体制の整備は必要となっている。

今回の改定においても、専任の医師及び褥瘡看護に関して臨床経験を有する専任の看護職員から構成される褥瘡対策チームを設置し、褥瘡ケアが必要な患者が入院してきた場合に対応できるよう、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制をとっていることで算定できる。

また、平成24年3月14日発出の「平成24年度診療報酬改定における届出の留意事項について」にあるように、平成24年3月31日において、褥瘡患者管理加算に係る届出を行っていない保険医療機関は、平成24年4月1日以降、医科診療報酬点数表第1章第2部通則7に規定する入院料を算定するに当たり、再度、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第2号）別添7の様式5による届出が必要である。

【入院基本料等の栄養管理体制】

（問2）「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第2号）別添2の第1の5(11)の適応を受けない医療機関であって、管理栄養士の離職又は長期欠勤のため栄養管理体制の基準を満たせなくなった病院又は診療所については、栄養管理体制の基準が一部満たせなくなった保険医療機関として、別添7の様式5の3及び様式6(病院の場合)又は様式12(診療所の場合)を用いて届出を行うことにより、届出を行った日の属する月を含む3か月間に限り、従前の入院基本料等を算定できるとされたが、届出を行わなかった場合は従前の入院基本料等を算定できないということか。

（答）そのとおり。

なお、こうした届出に基づいて栄養管理体制の施設基準を満たさない医療機関の実態を早急に把握した上で、さらなる対応が必要か、検討している。

医科診療報酬点数表関係

【入院基本料(病院)】

(問1) 新7対1の要件のうち、看護配置が満たせずに7対1（経過措置）の届出を行った医療機関は、その後、新7対1の要件を満たすこととなったとしても、現在の7対1（経過措置）から直接、新7対1の届出を行うことはできないのか。また、平成26年3月31日までに新10対1の届出を行った上で、その後新7対1の実績要件を1か月間満たせば、新7対1を届出できるのか。

(答) 看護配置が満たせない場合、7対1(経過措置)から直接、新7対1の届出を行うことはできない。また、新10対1の届出を行った後、新7対1の届出を行うためには、通常の1か月ではなく、3か月間の新7対1としての実績要件が必要になる。

(問2) 入院基本料等の施設基準の届出に当たっては、届出前1か月の実績が求められているが、平成24年3月31日において、褥瘡患者管理加算に係る届出を行っておらず、改めて様式5を用いて届出を行う場合にも、届出前1か月の実績が必要なのか。

(答) 実績は必要ないが、平成24年4月20日の「疑義解釈資料の送付について（その2）」別添1の問1の回答にあるような体制を整えておく必要はある。様式5にある「(1) 褥瘡対策チームの活動状況」についての記載は必要であるが、「(2) 褥瘡対策の実施状況（届出前の1ヶ月の実績・状況）」①～④については、実施していない場合には記載は不要である。なお、⑤体圧分散マットレス等に関する体制の整備状況については、届出時点の体制を記載すること。

(問3) 各保険医療機関において体制を整備しなければならないとされている褥瘡対策について、体圧分散マットレス等の必要物品は、必ず保険医療機関が購入しなければならないのか。

(答) 体圧分散マットレス等の褥瘡対策に必要な物品については、レンタルやリースでも差し支えないが、その費用については保険医療機関が負担するものであり、褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する患者の発生時に速やかに使用できる体制を整えておくこと。